

●香川県告示第65号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和3年2月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 令和3年1月29日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字岡ノ前乙885番1の一部、乙892番の一部及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.14メートル及び6.20メートル～7.18メートル
延長 77.37メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。